

犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

令和4年9月

広 島 県

はじめに

犯罪被害に遭われた方やその御家族が、平穏な生活を営むことができるようになるためには、被害直後から中長期にわたって、必要な時期に適切な支援が途切れることなく提供される必要があります。

こうした支援を実現するためには、各機関は、自らの支援を適切に提供するとともに、必要に応じて、他の機関とスムーズに連携を図ることが重要です。

また、犯罪被害者等が知りたい情報を入手しやすい環境整備も重要です。

このため、県では、広島県内を中心とした関係機関・団体が行っている様々な支援の具体的な内容、連絡先等の情報、支援の留意点などを「犯罪被害者等支援ハンドブック」としてまとめました。

支援に携わる皆さんのほか、被害に遭われた方、身近な人が被害に遭われた方など、役立てていただければ幸いです。

<広島県犯罪被害者等支援条例～支援の基本理念（第3条）～>

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

※参考文献

内閣府「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」（犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた全国標準的な内容）

目 次

I 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況.....	1
(1) 直接的被害.....	1
(2) 事件後に直面する状況.....	1
(3) 二次被害.....	2
2 具体的な困難.....	2
(1) 心身の不調.....	2
(2) 生活上の問題.....	3
(3) 周囲の人の言動による傷つき.....	4
(4) 加害者からの更なる被害.....	5
(5) 捜査, 裁判に伴う様々な問題 (負担).....	5
参考 捜査, 裁判の流れ.....	6
II 支援に携わる際の留意事項	10
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項.....	10
(1) 基本的な支援対応の流れ(チャート).....	10
(2) 具体的な対応のあり方.....	10
《具体的な対応にみる留意点》.....	12
《支援者自身のケア》.....	13
○ 「犯罪被害申告票」の書式.....	14
2 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携.....	15
(1) 関係機関・団体の連携の必要性.....	15
(2) 基本的な連携の流れ.....	16
(3) 連携の際の留意点.....	18
関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式.....	20
III 被害類型別対応とニーズ別対応	21
1 被害類型別特徴と対応上の注意点.....	21
(1) 殺人等遺族への対応.....	21
(2) 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応.....	26
(3) 交通事故に遭った人への対応.....	29
(4) 性暴力に遭った人への対応.....	31
(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応.....	35
(6) ストーカー被害に遭った人への対応.....	38
(7) 虐待された子供への対応.....	40
2 ニーズに応じた対応.....	42
(1) 総合的相談.....	42
(2) 心身の不調.....	43
(3) 生活上の問題.....	43
(4) 捜査, 裁判に伴う問題.....	51
IV 各機関・団体における支援業務	56
1 総合的な対応.....	56
2 司法関連.....	74
3 刑事施設・保護観察所等.....	87
4 人権・外国人対応.....	92
5 医療・福祉.....	95

6	就労関連.....	108
7	女性・子供等.....	115
8	交通事件.....	126
9	その他.....	133

【参 考】

○	県内の主な総合相談窓口一覧.....	142
○	市町の支援内容・担当課連絡先一覧.....	144
○	生活困窮者自立支援相談窓口一覧.....	158
○	青少年に関する市町の相談窓口一覧.....	159
○	広島県二次被害防止・軽減支援金.....	160

※各機関・団体の個別索引は巻末（P161）を参照

【ハンドブック活用にあたって】

本文に、以下の記号等を使用していますので、ご注意ください。

- 「Ⅱ 支援に携わる際の留意事項」中「Ⅲ 被害類型別対応とニーズ別対応」（P21～55）
 - ・ ★＝対象要件がある支援等
- 「Ⅳ 各機関・団体における支援業務」（P56～141）
 - ・ **網掛けがしてある支援・制度**は、犯罪被害者等に特化した支援・制度
 - ・ （対象要件等）の記載がないものは、犯罪被害者等全ての方が対象

【活用のポイント】

- 総合的な相談窓口について知りたい ⇒ P142（県内の主な総合相談窓口一覧）へ
- 関係機関・団体の具体的な名称や支援内容・連絡先を知りたい ⇒ P56～P141 へ
- よくある相談内容についてQ&Aで知りたい ⇒ P42（Ⅲ—2 ニーズに応じた対応）へ

※ このハンドブックに掲載されている情報は、令和4年7月1日時点のもので、その後の組織・制度改正などによって変更になっている場合があります。